

# 小金井市立小・中学校版 感染症予防ガイドライン (新型コロナウイルス感染症)

## 目次

感染症対策に関する基本的な考え方	1
I 学校運営編	
1 感染症予防策の徹底	2
2 教育活動上の留意点	4
3 児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケア等	7
4 登校の判断	8
5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処	9
II 臨時休業編	
1 学校において感染者等が発生した場合の対応	10
2 地域の感染状況を踏まえた対応	12

令和5年4月 小金井市教育委員会

## ～感染症対策に関する基本的な考え方～

感染症対策においては、一人一人の感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。また、感染症拡大防止のため、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、最前線で尽力されている方々により、私たちの生活は成り立っている。今後、感染症対策に留意しながら学校教育活動を取り戻していくに当たっては、教職員、児童・生徒、その保護者、その他の学校関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要である。

そうした共通認識の下で、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校内外で「新しい日常」を実践することが必要である。

そのため、学校内外において、以下の対策を徹底して講じる必要がある。

- 3つの「密」（密閉・密集・密接）を避ける。
  - ★ 換気の悪い密閉空間
  - ★ 多数が集まる密集場所
  - ★ 間近で会話や発声をする密接場面
  - ※ 3つの条件（密閉・密集・密接）が同時に重なる場を避けることはもちろんであるが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限りそれぞれの密を避けること（ゼロ密）が望ましい。
- 換気の徹底
- 人と人との距離の確保
- 正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を行う。
- 児童・生徒、教職員の健康観察を行う。
- 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制をつくる。
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制を整備する。

上記の対策のうち、一人一人が特に徹底すべき対策を「感染症基本行動4か条」として定める。

### 「感染症基本行動4か条」

- ✓ 3つの「密」を徹底的に回避するための換気の徹底と距離の確保
- ✓ 正しいタイミングと正しい方法での手洗い
- ✓ 消毒の徹底
- ✓ 健康観察の徹底

学校教育活動においては、児童・生徒及び教職員に対し、マスクの着用を求めないことが基本となる。

ただし、通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児

童・生徒及び教職員についても、マスクを着用することが推奨される。

基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童・生徒もいることから、そういった者にマスクの着脱を強いることのないようにする。児童・生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導を行う。

加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童・生徒にマスクの着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、児童・生徒にマスクの着用を強いることのないようにする。

また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童・生徒に指導することが必要である。咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側を使って、口や鼻をおさえることである。

なお、児童・生徒には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

#### 「各自に必要な持ち物」

- ✓ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ✓ (必要に応じて) マスク
- ✓ (必要に応じて) マスクを置く際の清潔なビニールや布等

## I 学校運営編

### 1 感染症予防策の徹底

#### (1) 児童・生徒

ア 学校は、児童・生徒に対し、新型コロナウイルス感染症の予防について、特に疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導する。

イ 児童・生徒（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱の風邪症状または腹痛、下痢等の症状、強いだるさや息苦しさなど（以下、「発熱等の風邪症状」という。）がみられるときは、無理をせず自宅で休養するよう指導する。児童・生徒には、健康観察カード等を配布し、原則として毎日記入・提出を求める。

（オンライン等の活用も可）

ウ 登校前に確認できなかった児童・生徒については、保健室等での検温及び風邪症状の確認をする。

#### (2) 教職員等（外部人材含む。）

ア 教職員等は、児童・生徒と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底する。

イ 教職員等は毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪症状がみられるときは無理せず自

宅で休養する。

ウ 校長は、出勤時に健康チェック表に検温結果等を記入させるなどして、毎日、教職員の健康状態について問題がないことを確認する。（オンライン等の活用も可）3週間は健康状態の記録を保管する。

エ 勤務時間外においても、3つの「密」が想定される場所、特に3つの「密」が同時に重なる場所を避け、それぞれの密一つ一つについても避ける。家族、同居者等も同様に認識していただく。

オ 勤務中に体調が悪くなり、すぐに帰宅することが困難な場合や直ちに医療機関を受診できない場合等に抗原簡易キットの活用も可能である。

### (3) 校内環境

ア 学校においては、密閉空間（換気の悪い空間）、密集場所（多くの人々が密集）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為）という3つの「密」を徹底的に回避する必要がある。このためには、換気の徹底と身体的距離の確保が重要である。

- ・換気を行うため、教室のドアは常時開放し、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度窓を全開する等）、2方向の窓を同時に開けて行う。エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入替えを行っていないので、エアコン使用時においても換気は必要である。
- ・換気設備を設置している教室等では、常時、換気設備を稼働する。窓がない教室等では、送風機（サーキュレーター）等による強制換気を行ったり、常時送風機等を稼働させたりするなど、できる限りの工夫を行う。十分な換気を行い、空気のこもった空間とならないよう注意する。
- ・上記の適切な換気を行いつつ、空調や衣服による温度調節、除湿器による湿度調節などの校内環境管理の対策を講じる。
- ・全ての場面において、児童・生徒同士の間隔を可能な限り空け、座席間も触れ合わない程度の距離を確保する。

イ 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。

ウ 消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で、消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。そのため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童・生徒、教職員等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

清掃・消毒については以下のポイントを参考にし、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水など（以下、「消毒液等」という。）を、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等をもとに、使用する。その際は、発達段階に応じて児童・生徒が行うことや、外部人材等を活用するこ

とも考えられる。

- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業の必要はないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）、配膳台は1日1回程度、消毒する。机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことで代替することも可能である。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。
- ・消毒作業中は、目、鼻、口、傷口などを触らないようにし、換気を十分に行う。
- ・清掃チェックリストを活用するなど、清掃や消毒の実施状況を管理する。

## 2 教育活動上の留意点

### (1) 教室等における密集の回避

児童・生徒同士の間隔を可能な限り空け、座席間も触れ合わない程度の距離を確保する。

### (2) 全校朝会、朝礼、集会等

- ア 実施する場合は、児童・生徒の間隔を可能な限り空ける。間隔を確保することが難しい場合は、放送設備等を活用し、各教室で実施するなど工夫する。
- イ 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- ウ 内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。

### (3) 感染症対策に留意した各教科等の指導

- ア 児童・生徒に対してマスクの着用を求めないことを基本とし、換気を徹底するとともに可能な限り身体的距離を確保し、飛沫感染の防止に努める。ただし、基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童・生徒に対して、マスクを外すことを強いることのないようにする。
- イ 実技や実験、実習等で使用する共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、器具同士が触れ合わない程度の距離を確保する。
- ウ 飛沫感染の可能性が高い以下の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で「密集」「密接」を避けて実施する。
  - (例) ・グループ活動等（少人数による話し合い活動、理科の観察・実験、調理実習など）は、少人数のグループで実施するとともに、大声での会話を控え、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に空けて、常時換気を行う。また、学習者用端末を利用したオンラインによる意見交換など、「密集」「密接」にならない方法を積極的に活用する。
  - ・歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、換気を十分に行い、

活動する児童・生徒の前に他の児童・生徒が位置しないようにして実施するなどの工夫を行う。

エ 実技を伴う体育の授業は、以下の点に注意して実施する。

- ・熱中症事故防止に係る通知等を踏まえ、熱中症に留意するとともに、児童・生徒の体力や健康状況を考慮して実施する。
- ・水泳授業については、プール・プールサイド・更衣室等における密集・密接の場面を避けたり、シャワーの水栓及び更衣室のドアノブやロッカー等のこまめな消毒を行ったりするなどの感染症対策等を講じた上で実施する。
- ・実技を伴う体育の授業においては、原則、マスク等を外すよう指導する。ただし、児童・生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスク等を着用することは構わない。

オ 授業中、児童・生徒に発熱等の風邪症状がみられるときには、速やかに保健室等に移動させるとともに、必要に応じて保護者に連絡した上で、下校させる。対応に当たる教職員はマスク等を着用し、当該児童・生徒にもマスク等を着用させ、対応後、教職員は手洗いをすることを基本とする。

#### (4) 学校給食

- ア 適切な換気を行うとともに、大声での会話を控える、机を向かい合わせにしない、(机を向かい合わせる場合には) 児童・生徒の間に一定の距離(1 m程度)を確保する等の措置を講じることにより、黙食は必要ない。
- イ 給食の前後、配膳の際は、手洗いをを行うなど、衛生管理を徹底する。

#### (5) 休憩時間

- ア 教室等の窓を開放し、十分な換気を行う。
- イ 児童・生徒が互いの間隔を適切にとるとともに、休憩時間終了後には手洗いを徹底するよう指導する。

#### (6) 部活動

- ア 生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を優先して活動計画を作成し、実施内容や方法を工夫するとともに、適宜、活動日・活動時間・活動内容等の見直しを行う。
- イ 部活動の日時や実施内容をあらかじめ生徒・保護者に周知し、理解を得た上で実施する。
- ウ 対外試合等の多数の生徒が集まる場への参加、定期演奏会や展覧会等の不特定多数の参加者が見込まれる活動の実施については、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性について判断する。
- エ 更衣室等を使用する際は、可能な限り換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
- オ 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。

カ 部活動の実施に当たっては、それぞれの特性に応じた感染症対策を講じる必要があるため、各団体等が作成したガイドラインを参考にする。

## (7) 学校行事

ア 宿泊を伴う行事を実施する場合は、次の対策を講じるなどして、児童・生徒の安全を十分に確保する。

- ・「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にし、旅行業者等と連携し、実情に応じた対応を行う。
- ・学校のある地域又は活動先における感染状況等により、児童・生徒の安全が十分に確保できないと判断される場合は、キャンセル料が発生する前に、延期又は中止と判断する。
- ・感染者の発生に伴い、実施日が臨時休業となる場合は中止する。
- ・児童・生徒と保護者に対して、ねらい、感染症対策、経路、利用する交通機関、緊急時の連絡体制、医療体制、キャンセル料等について丁寧に説明し、参加承諾書等を得る。必要に応じて、保護者会を開催する。
- ・旅行の計画に当たっては、次の点について確認する。

＊宿泊先や訪問先の施設等の感染症対策等

＊児童・生徒の感染が判明した場合の発症者の隔離や看護、濃厚接触者の対応及び保護者への引渡し方法等

- ・本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、治癒するまで参加しない。
- ・本人又は同居の家族が濃厚接触者に特定された場合は、感染していないことが確認できるまで参加しない。

(上記2点は、いずれも医療機関又は保健所の判断による)

- ・出発日に本人や同居の家族に発熱や風邪の症状が見られる場合は参加しない。
- ・旅行中に、発熱や風邪の症状が出た場合、新型コロナウイルスに感染した場合及び濃厚接触者となった場合は、医療機関や保健所と相談の上で対応を行う。その際、旅行先での保護者への引渡しや、PCR検査等による滞在延長の可能性があることを踏まえておく。
- ・旅行中に児童・生徒自身が感染予防の行動をとったり、移動や食事等の際に会話を控えたりできるよう、事前に指導する。

イ 校外での学習活動を実施する場合は、宿泊を伴う行事に準じて行う。

ウ 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、学年ごとに分散させるなど、健診時の待機者が滞留しないよう工夫を行う。

エ 学校の校庭や体育館等を使用して一堂に集まる場合は、児童・生徒及び参観者等の間隔を可能な限り空け、屋内では2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。歌唱や呼びかけなどを行う場合は、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合うことは控える。

オ 外部会場を使用する場合は、会場の使用規定等に基づくとともに、座席の配置は児童・生徒同士の間隔を十分に確保する。

## **(8) 学校公開、保護者会等**

- ア 学校公開を実施する場合は、3つの密（密閉・密集・密接）を回避するために、期間、公開時間、人数、公開範囲を工夫するなど、できる限りの感染症対策を行う。
- イ 保護者会等を実施する場合は、座席の間隔を可能な限り空け、2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。説明する内容などを文書等であらかじめ伝えるなど、短時間で開催できるように工夫する。
- ウ 実施する場合、以下を参考にして対応する。
- (例) ・来校者に対し、事前の検温、マスク等の着用、当日、発熱等の風邪症状が見られる場合は参加できないことなどを事前に周知する。
- ・当日、来校者が校舎に入る前に、事前の検温結果や発熱等の風邪症状の有無等を聞き取ったり、手指消毒等を行わせたりするなどの感染症対策を行う。
  - ・授業見学は、来校者が交代で教室に入室したり、廊下からの見学としたり、見学する授業や来校者の動線を限定したり、来校者同士の間隔を可能な限り空けたり、来校者の会話や発声を控えていただいたりするなどの工夫をする。

## **(9) 地域の感染状況等により、警戒度を上げなくてはならない場合**

- ア 感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。
- (例) ・対面形式となるグループワーク等
- ・一斉に大きな声で話す活動
  - ・理科におけるグループで行う実験や観察
  - ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
  - ・図画工作・美術における共同制作等の表現や鑑賞の活動
  - ・家庭における調理実習
  - ・体育における組み合ったり接触したりする活動
- イ 部活動においても感染リスクの高い活動は行わず、実施に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。大会等への参加は、校長の責任の下、可とするが、保護者に対して出場に関する通知等を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得る。
- ウ 児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事、校外での活動のうち、グループによって目的地が異なり、かつ公共交通機関等を利用した活動は延期又は中止する。
- エ 宿泊を伴う行事は延期又は中止する。
- オ 児童・生徒に対して、原則として、放課後は速やかに帰宅するよう指導する。
- カ 原則として、外部講師、外部人材など外部からの来校は控えていただく。保護者や地域等への学校公開は行わない。

## **3 児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア等**

### **(1) 支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応に向けた取組**

コロナ禍で、今後の見通しがもちづらい状況下において、児童・生徒が漠然とした不安や深刻な悩みを一人で抱え込んでしまう心配があるということについて、全教職員で共通理解を図った上で、年間を通して丁寧な心のケアを行う。

支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応のために、児童・生徒を対象としたアンケート調査や、学級担任等による丁寧な観察や個人面談等、教職員が児童・生徒の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行う。

その上で、気になる様子が見られる児童・生徒等については、教職員間で情報を共有するとともに、関わりの深い教員等が当該児童・生徒に声を掛け、不安や悩みの解消に向けて支援することを伝える。

特に、成績の低下、うつ病等の様々な精神疾患の疑い、家庭環境の変化等、自殺の危険因子となる状況がないか留意するとともに、児童・生徒に自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応する。

また、必要に応じて、児童・生徒や保護者等に対してスクールカウンセラーによる面接の実施や、スクールソーシャルワーカーによる生活・福祉等の支援を行うなど、適切な役割分担により対応する。

## **(2) 学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築**

全ての児童・生徒に、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、相談機関に相談するよう、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時等の機会を捉えて、折に触れて伝える。

さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、家庭における児童・生徒の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

## **(3) やむを得ず学校に登校できない児童・生徒へのICTを活用した学習指導等について**

臨時休業や出席停止等により、児童・生徒がやむを得ず登校できなくても、学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持することが重要である。児童・生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないために、以下の対応を組織的に実施する。

ア 1人1台のICT端末等を活用し、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保する。

イ ICT端末に学習課題等を配信して自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して授業を遠隔で視聴したりする。

ウ 学級閉鎖がいつ起きても対応できるように、ICT端末等を活用してのオンラインの取組方法について、各学級において、事前に周知し指導しておく。

## **4 登校の判断**

### **(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒について**

ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。

ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

## **(2) 海外から帰国した児童・生徒について**

政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の時間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させる。

## **(3) 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について**

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために保護者が児童・生徒を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習状況や課題を伝えるなど個別に対応を行う。

この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「オンラインを活用した特例の授業・出席停止・忌引等の日数」として記録する。オンラインを活用した学習状況等については、様式2（指導に関する記録）別記「非常時にオンラインを活用した特例の授業等の記録」を活用して記録する。

## **(4) ワクチン接種に伴う出欠等の取扱いについて**

児童・生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることを可能とする。

また、副反応であるかに関わらず、接種後、児童・生徒に発熱等の風邪症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができる。発熱等の風邪症状以外があった場合は、児童・生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断する。

## **5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処**

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族、感染が確認された諸外国から帰国された方、外国人の方に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等の防止の観点から、発達の段階に応じた指

導を定期的に行う。その際、例えば、事情によりマスク等をする事ができない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童・生徒へのいじめや偏見、差別が生じないよう、生活指導上の配慮等を十分に行う。その上で、医療従事者等への感謝の念を育む指導を継続的に行い、児童・生徒や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、学校や相談窓口にご相談するよう、適宜周知する。

新型コロナワクチンの接種を受けたか否かは極めて重要な個人情報であることに加え、接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることは断じてあってはならないものである。新型コロナワクチンを接種したか等について挙手をさせて聞き取るなどの人権への配慮に欠けた対応をしないよう、以下の新型コロナワクチン接種に係る対応に留意する。

- ・ワクチンの接種は強制ではないこと
- ・周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと
- ・身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること
- ・接種の強制につながるものがないよう、児童・生徒の行事への参加等に際して、ワクチンの接種等の条件を付さないこと

## II 臨時休校編

今後も、再度感染者が増加する事態が想定される。新型コロナウイルスとともに社会で生きていくためには、感染リスクはゼロにはならないという認識に立ち、感染症対策の徹底と学習の保障の両立を図り、今後に備えていくことが必要である。

### 1 学校において感染者等が発生した場合の対応

学校において感染者等が発生した場合には、学校医や保健所等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防いでいく。基本的な感染症対策の徹底とオンライン活用による密をさける工夫などにより学校運営を継続する。

#### (1) 感染の疑いがある（濃厚接触者と特定など）と判明した場合

ア 校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されるなど、感染の疑いがあるとの情報を得た場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染の疑いがある者が児童・生徒等の場合、校長は必要に応じて、学校医や保健所等に相談の上、学校保健安全法（以下「法」という。）第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。

なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。

感染の疑いがある者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	感染がないと 確認できるまで
教職員等	自宅勤務、事故欠勤等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

- イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめる。
- ウ 原則として臨時休校は実施しない。ただし、校内での集団発生が疑われる場合には、保健所や学校医等の助言等を参考に、必要に応じて臨時休校を実施する場合がある。
- エ 家族内に感染を疑われる者がいる場合（感染を確認するための検査を受けているなど）は、原則として自宅で休養するよう指導する。

## （２）感染者が判明した場合

- ア 校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が感染したと判明した場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染者が児童・生徒等の場合、法第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、事故欠勤、病気休暇等の措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでの間とする。

感染者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	治癒するまで
教職員等	事故欠勤、病気休暇等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

なお、本項の状況の下、接触者に感染の疑いがある場合、前項（１）による取扱いを同様に行う。

- イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、小金井市教育委員会学校教育部学務課保健給食係への報告を行う。
- ウ 感染した者等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、学校医と連携しつつ、必要に応じて、休校の実施の有無、規模、期間について検討し、学校の一部又は全部を休校する場合がある。
- エ 接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった児童・生徒等及び教職員等については、感染症対策を徹底して行っていたのであれば、原則として、登校は可能と考えられる。ただし、学校は、これらの者に対し、引き続き感染症対策を徹底させるとともに、児童・生徒及び教職員等の健康状態を把握する。
- オ 感染者の行動範囲等について、保健所から消毒の助言がある場合には、その助言に基づき消毒する。

## （３）地域の感染の広がりを強く警戒する必要がある状況における学級・学年・学校閉鎖の条件

地域の感染の広がりを強く警戒する必要がある状況において、学校内で感染が広がっ

ている可能性が高いとみなされる場合、学校医等と相談し、学校と教育委員会で協議して臨時休業の決定をする。その際は、以下の条件を基準とする。

ア 学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

- ① 同一の学級において複数の児童・生徒等の感染が判明した場合（ただし、陽性者が感染可能期間に学校内に立ち入っていない場合は除く）
- ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④ その他、教育委員会との協議で必要と判断した場合  
(※学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)

イ 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

ウ 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

エ 閉鎖期間のめやす

5日程度を目安に感染の把握状況、感染の拡大状況、児童・生徒等への影響等を踏まえて判断する。

## 2 地域の感染状況を踏まえた対応

特定の地域におけるクラスターの発生状況や感染がまん延している場合等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。そのような場合においても、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童・生徒の学びを保障する観点からどのような対応が必要か検討した上で、きめ細かく対応する必要がある。